

公募による樹木伐採！

～自ら伐採し、持ち帰りしたい方を募集します～

徳島河川国道事務所では、吉野川の河川内に自生しているヤナギ等を伐採していただける方を公募します。

応募者は、指定された区画内の樹木を自ら伐採し持ち帰ることができます。

吉野川の河川内に自生する樹木は、洪水時の流れを阻害したり、倒れた流木が下流の橋等に引っかかるなど治水上支障となっており、また、ゴミの不法投棄の温床にもなっています。

そこで、樹木を薪などとして有効活用していただくことを目的に、公募による樹木伐採を実施いたします。

- 応募受付期間：平成28年1月28日（水）～平成28年2月10日（水）
- 申し込み方法：応募用紙（別紙-1）に必要事項を記載し、提出をお願いします。
（郵送、FAX、メール、持参、HPのいずれでも可）
応募多数の場合は区間の割当を含めて、先着順で決定します。
- 伐採作業時期：平成28年2月22日（月）～平成28年5月16日（月）
- 伐採箇所：阿波市阿波町王地南地先（別紙-2）
- 伐採量：伐採箇所（別紙-3）に示す全ての樹木

平成28年1月28日

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所

TEL：088-654-2211（代表）

副所長 福田 浩 内線 204
工務第一課長 ◎松山 芳士 内線 311

◎：主たる問い合わせ先

吉野川で河川内樹木伐採の希望者を公募します

～河川法第25条を適用した公募型樹木伐採の試行～

四国地方整備局 徳島河川国道事務所

1. 目的

吉野川の河川内に自生する樹木は、洪水時の流れを阻害したり、倒れた流木が下流の橋等に引っかかるなど治水上支障となっており、また、ゴミの不法投棄の温床にもなっています。そこで、樹木を薪などとして有効活用していただくことを目的に、公募による樹木伐採を実施致します。

2. 募集要領

(1) 募集期間：平成28年1月28日（木）～平成28年2月10日（水）17時必着

(2) 樹木伐採の場所：徳島県阿波市阿波町王地南地先（別紙－2）

(3) 伐採量：伐採箇所（別紙－3）に示す範囲内の全ての樹木

(4) 伐採期間：平成28年2月22日（月）～平成28年5月16日（月）

(5) 樹木採取料（占用料）

樹木採取料（占用料）を徳島県へ納める必要があります。手続きは伐採作業が確定した後に、徳島県より納入告知を送付致します。（1件当たり100円を予定）

(6) 応募資格：個人、団体、企業等

(7) 伐採木の使用用途：使用用途は限定しません。

(8) 応募方法

応募用紙（別紙－1）に必要事項を記入し、「提出先」に郵送、FAX、メール、HP又は持参により提出して下さい。

○問合せ、提出先

〒771-1350 板野郡上板町瀬部字鳥屋 267 番地の1

四国地方整備局 吉野川上板出張所 担当「公募伐採」係

TEL (088) 694-2531

FAX (088) 694-2544

Eメール skr-tokusa81@mlit.go.jp

持参の場合は、平日9時から17時まで、郵送の場合は、2月10日（水）の消印有効です。

○ 徳島河川国道事務所ホームページの専用バナーからも応募できます。

3. 選定方法、選定後の手続き等

(1) 選定方法

応募書類に基づいて審査を行い、参加資格があると判断した者を選定します。
応募多数の場合は区画の割り当てを含めて、先着順で決定します。
選定結果に対しての不服申し立ては受け付けません。
辞退があった場合は、応募者を対象に申請者を再選定します。

(2) 選定結果の通知

平成28年2月17日（水）に選定を行い、速やかに結果を応募者に通知します。

(3) 選定後に必要な許可手続き

選定された者は、河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第13条第1項に定める法第25条の許可に係る許可申請書（別紙-4）を提出していただきます。
申請書の提出にあたっては、関係書類に加え、応募者に通知した選定決定の通知を添付して提出して下さい。

(4) 伐採条件

河川内樹木の採取については、河川法、同法施行令その他関係法令の規定及び次の各条項を遵守しなければなりません。

- ア 採取に関し、吉野川上板出張所（以下「出張所」という）より河川管理上の指示があった場合は、これに従って下さい。
- イ 伐採作業中に河川管理施設を損傷したときは、速やかに出張所に届け出て、その指示に従って下さい。また、第三者に損傷を与えた場合は、許可を受けた者が解決にあたって下さい。
- ウ 次に掲げる場合には、その事実の生じた日から15日以内にその旨を出張所に書面で届け出て下さい。
 - ・住所又は氏名を変更するとき
 - ・伐採ができなくなったとき
- エ 伐採の着手と完了の際は、出張所に着手届け（別紙-5）及び完了届け（別紙-6）を提出して下さい。
- オ 伐採箇所は傾斜があるため伐採に危険を伴うことがあります。伐採に伴う危険を防止するために必要な措置を講じて下さい。
- カ 運搬路を常に河川管理上支障のない状態に保って下さい。
- キ 出水の恐れがあるときは、機材等を流出させないように措置を講じて下さい。
- ク 作業時間は、9：00～17：00までとします。
- ケ 許可の内容を変更しようとするときは、改めて出張所で許可を受けて下さい。
- コ 許可の取り消しがあったとき又は採取の目的を達することができなかったときは、出張所の指示するところにより、河川管理上必要な措置を命ずることがあります。当該措置完了の際は、出張所の検査を受けることとします。
- サ 許可を受けた者は、出張所の指示に従い、採取した樹木の現況のわかる写真を提出して下さい。
- シ 樹木採取料は、徳島県が別途発行する納入通知書により、納入期日までに納入して下さい。
- ス 枝葉等も原則、持ち帰りとし（別紙-7）。困難な場合はご相談下さい。

応 募 用 紙

平成 年 月 日

四国地方整備局
徳島河川国道事務所長 殿

【応募者】 住所 〒 _____

氏名 _____ 印

TEL (携帯可) _____

FAX _____

E-mail _____

平成 28 年 1 月 28 日付けで公募されました、吉野川の河川内樹木伐採について
応募します。

記

1. 伐採木の使用目的： _____

2. 現地の確認状況：(いずれか一つに○印をつけて下さい。)

- ・ 確認済み
- ・ 未確認

3. 希望区画数： _____ 箇所

希望区画番号： _____

4. 作業予定内容

・ 予定期間 : _____

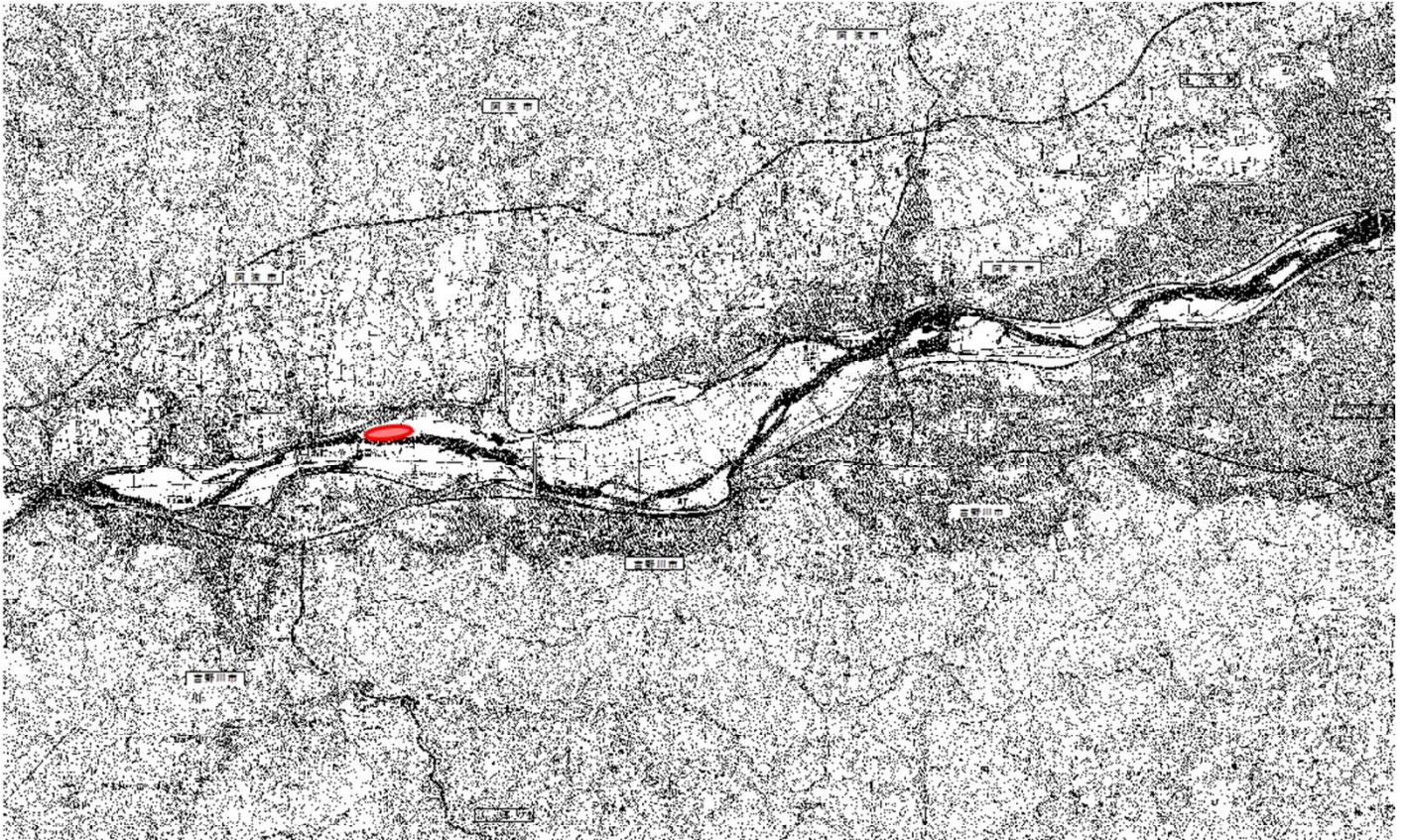
・ 実施予定人数 : _____

・ 伐採方法 : _____

・ 搬出方法 : _____

平成27年度 公募伐採箇所位置図
(右岸34k2~34k9付近)

別紙-2



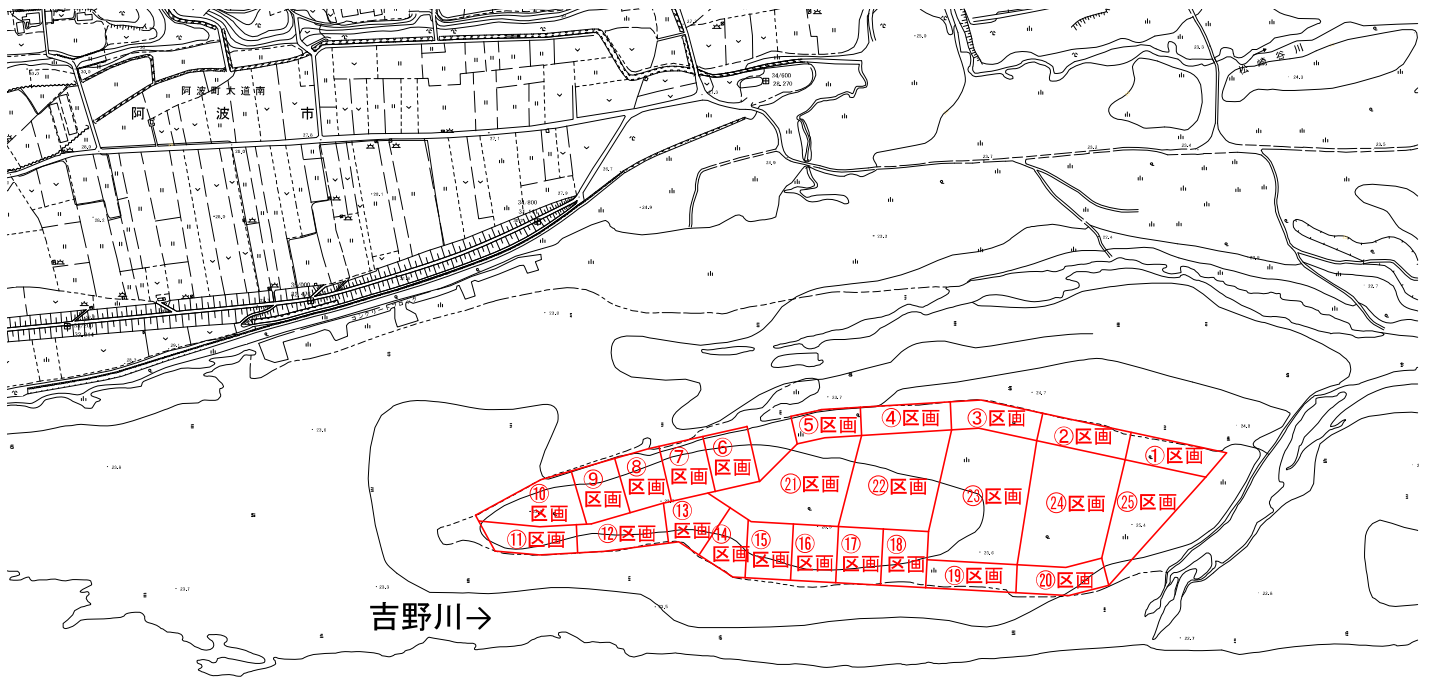
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複写したもの(平23情複、第684号)を一部転載したものである。

平成27年度 公募伐採箇所及び進入路



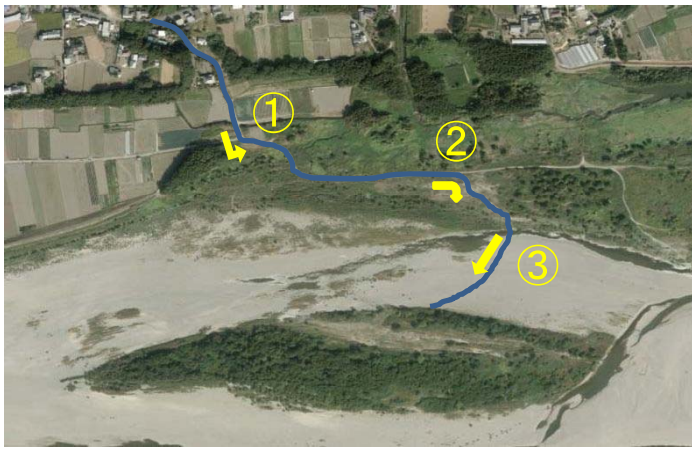
平成27年度 公募伐採箇所(区画割図)

別紙-3



| 区画 | 面積 | 区画 | 面積 | 区画 | 面積 | 区画 | 面積 | 区画 | 面積 |
|----|--------------------|----|--------------------|----|--------------------|----|--------------------|----|--------------------|
| ① | 2000m ² | ⑥ | 2000m ² | ⑪ | 2000m ² | ⑯ | 2000m ² | ⑳ | 6200m ² |
| ② | 2000m ² | ⑦ | 2000m ² | ⑫ | 2300m ² | ⑰ | 2000m ² | ㉑ | 6800m ² |
| ③ | 2000m ² | ⑧ | 2000m ² | ⑬ | 2000m ² | ⑱ | 2000m ² | ㉒ | 9200m ² |
| ④ | 2000m ² | ⑨ | 2000m ² | ⑭ | 1600m ² | ⑲ | 2000m ² | ㉓ | 7800m ² |
| ⑤ | 1500m ² | ⑩ | 2800m ² | ⑮ | 2000m ² | ㉔ | 2000m ² | ㉕ | 4600m ² |

平成27年度 公募伐採箇所進入路現況写真



許可申請書

別紙 - 4

平成 年 月 日

四国地方整備局長 殿

申請者
住所
氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

下記のとおり、河川内の樹木を伐採したいので、河川法25条の許可を申請します。

1. 河川の名称 吉野川水系 吉野川
2. 採取の目的 樹木の採取（伐採及び搬出）
3. 採取の場所
□徳島県阿波市阿波町王地南地先 国土交通省 距離標 左岸34k/600付近
4. 採取に係る土地の面積 m²
5. 河川の産出物の種類 樹木（雑木）
6. 採取の方法 （使用する資機材等）
（撤去方法） により搬出。
7. 採取の期間 許可の日から平成 年 月 日（9時～17時）
8. 身分証明書 運転免許証（住所変更がなされているもの）もしくは住民票、企業は謄本の提出。

申請・実施にあたっての条件

1. 作業に伴い自己及び第三者に生じた障害、損害については申請者の負担とする。
2. 設置した仮設物は洪水により支障の生ずるおそれがあるとき又は河川管理者から指示があったときは、直ちに撤去する。出水により伐採箇所が冠水する恐れがある場合は作業を行わない。
3. 河川管理施設を損傷しないように注意し、損傷した場合には指示に伴い原形復旧する。
4. 自動車の乗り入れは河川管理者の指示に従う。
5. ゴミ等は出さないものとし、使用後の片付け、清掃は入念に行い河川美化に努める。
6. 伐採箇所以外の民地、占用地には立ち入らない。
7. 指定された以外の樹木は伐採しない。野鳥の巣、貴重な動植物と思われるものが見つかった場合は、速やかに出張所に連絡する。
8. 許可以降の取り消し
伐採準備あるいは着手後においても、申請者に河川法に抵触する行為があった場合等には伐採資格が取り消される場合がある。伐採のためにそれまでに生じた費用は申請者が負担する。

着 手 届

別紙－5

平成 年 月 日

四国地方整備局
徳島河川国道事務所 殿

申請者 住 所
氏 名
連絡先

平成28年 月 日付け、国四整徳河占第 号による吉野川の
河川内伐採を下記のとおり着手するので届けます。

記

1. 着手予定年月日 平成 年 月 日

2. 完了予定年月日 平成 年 月 日

3. 施行箇所

徳島県阿波市阿波町王地南地先 国土交通省 距離標 左岸34k/600付近

4. 許可工期 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

完 了 届

平成 年 月 日

四国地方整備局
徳島河川国道事務所長 殿

住 所

氏 名

平成 年 月 日付け、国四整徳河占 第 号許可による、

工事を完了したのでお届けします。

記

1) 完了年月日 平成 年 月 日

2) 工事場所

□徳島県阿波市阿波町王地南地先 国土交通省 距離標 左岸34k/600付近

3) 工事施工方法 申請書記載のとおり

4) 許可工期 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

5) 添付書類

- ・位置図
- ・平面図
- ・写真(完了)
- ・許可書写し

